

# 由利家のルーツと

## 復姓に秘められた

### 公正のリベンジ

三 岡八郎（後の由利公正）は明治3（1870）年8月、旧

姓に復すとして姓を「三岡」から「由利」に変更します。三岡家は、平安時代から鎌倉時代にかけて出羽国（現在の秋田県）を本拠地とした豪族、由利維平（生年不詳〜1190）を始祖としています。鎌倉時代の歴史書「吾妻鑑」によると、維平は、鎮守府將軍藤原秀衡の重臣で、出羽国由利郡を所領としていたとのことです。

維平は、奥州合戦（文治5（1189）年）で、鎌倉軍に敗れ、生虜りになります。捕虜の身でありながら「運尽きて囚人と為るは、勇士の常」と堂々としたふるまいを貫き、高飛車な態度で尋問してきた

岡」を用いるようになります。その後、次郎左衛門は、信濃松代12万石を拝領した福井藩祖、結城秀康二男、松平忠昌に召し抱えられ、忠昌の越前転封により、福井城下に転住するのです。

公正は生前、「滝沢のむかしをきけばいまもなほ露のゆかりにぬるる袖かな」という詩を詠い、心のふるさとである滝沢の地を訪れることを念願していたといえます。しかし、その望みはかなえられませんでした。（明治40（1907）年頃、一度は福島県までたどり着きながら急病のため、引き返したということ）公正の孫、正通は、昭和14（1939）年5月に秋田方面を旅行し、由利郡にも足を伸ばします。祖父が望んでやまなかった祖先の土地を、公正の死去約30年後に訪れたのです。

伝記『由利公正伝』は、「今や自己の朝臣に列したるを以て家名再興の機到れりを信認したるなり」と改姓時の公正の心境を伝えていきます。公正は明治元（1868）年4月、「従四位下」に叙せられます。一大名の家臣として「従四位下」は破格の高位でした。この機こそ、家名を復する時と、公正は決意を固めます。文久3（1863）年、挙藩上洛計画の失敗により公正は

家督を譲らざるを得ませんでした。家の再興でその挫折にリベンジを果たしたのです。



由利公正の署名三種  
（『子爵由利公正伝』より）

#### 関連史料・ゆかりの地

#### 秋田県 由利本荘市



由利本荘市の見所、鳥海山（同市観光協会HPより）

由利氏のふるさととしてその名を残す秋田県由利本荘市。秋田県の南端に位置します。合併前の旧由利町内には、由利公正の書、由利正通手植えの松、由利維平が藤原秀衡から拝領した刀等、新旧の由利家ゆかりの品々、スポットが多数残されています。

【鉄道】 東京→秋田（秋田新幹線 3時間45分）→羽後本荘（JR羽越本線45分）  
【飛行機】 東京→秋田（50分）※秋田空港から由利本荘市まで車で約40分

参考資料等

三上一夫・舟澤茂樹編『由利公正のすべて』新人物往来社  
三岡丈夫編『由利公正伝』光融館